

高知県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例をここに公布する。
○高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例

(平成 8 年 10 月 18 日条例第 41 号)

改正 平成 10 年 12 月 24 日条例第 57 号平成 11 年 10 月 14 日条例第 44 号

平成 14 年 3 月 29 日条例第 27 号 平成 27 年 12 月 28 日条例第 79 号

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例

題名改正〔平成 14 年条例 27 号〕

(目的)

第 1 条 この条例は、青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長し、又は誘発する行為を禁止するとともに、必要な規制を行い、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

全部改正〔平成 14 年条例 27 号〕

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 6 歳以上 18 歳未満の者(配偶者のある女子を除く。)をいう。
- (2) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。)第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第 10 項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

一部改正〔平成 27 年条例 79 号〕

- (3) 利用カード テレホンクラブ等営業に関して役務の提供を受けるために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等が記載された文書その他の物品であって、提供する役務の数量に応ずる対価を得て発行されるものをいう。

一部改正〔平成 27 年条例 79 号〕

一部改正〔平成 14 年条例 27 号・27 年 79 号〕

(青少年への利用カードの販売等の禁止)

第 3 条 何人も、青少年に利用カードを販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、又は交換により譲渡してはならない。

一部改正〔平成 14 年条例 27 号〕

(自動販売機への利用カードの収納の規制)

第 4 条 何人も、次に掲げる場所の屋内を除き、自動販売機に利用カードを収納してはならない。

- (1) 法第2条第1項に規定する風俗営業(同項第5号の営業を除く。)、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所

一部改正〔平成27年条例79号〕

- (2) 高知県青少年保護育成条例(昭和52年高知県条例第32号)第12条第1項の規定に基づき指定された有害興行を行う場所

一部改正〔平成10年条例57号・14年27号・27年79号〕

(利用カードを販売する自動販売機の設置の届出等)

第5条 自動販売機により利用カードを販売しようとする者は、自動販売機を設置する場所ごとに、販売を開始しようとする日の10日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を高知県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機の設置場所
- (3) 自動販売機の型式及び製造番号
- (4) 販売を開始しようとする年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

一部改正〔平成27年条例79号〕

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号(第2号を除く。)に掲げる事項に変更があったとき又は当該自動販売機による利用カードの販売を廃止したときは、その日から起算して10日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、当該変更に係る事項又は廃止の旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該自動販売機の表面の見やすい箇所に、同項第1号に掲げる事項及び青少年が利用カードを購入してはならない旨を表示しなければならない。

一部改正〔平成14年条例27号・27年79号〕

(広告及び宣伝の規制)

第6条 テレホンクラブ等営業を営む者以外の者は、次に掲げる方法でテレホンクラブ等営業又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所に係る広告又は宣伝をしてはならない。

- (1) 法第31条の13第1項及び第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号の規定により広告又は宣伝が制限される区域又は地域(以下この条において「広告制限区域等」という。)において、広告物(常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。)を表示すること。

- (2) 広告制限区域等において、人の住居にビラ等(ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画をいう。以下この条において同じ。)を配り、又は差し入れること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等において、ビラ等を頒布すること。
 - (4) 広告制限区域等以外の地域において、人の住居(青少年が居住していないものを除く。)にビラ等を配り、又は差し入れること。
 - (5) 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、青少年に対してビラ等を頒布すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある方法
- 2 前項第1号から第5号までの規定は、テレホンクラブ等営業を営む者以外の者が法第31条の13第1項において読み替えて準用する法第28条第3項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む者の当該営業の営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び当該営業所の内部においてビラ等を頒布する場合については、適用しない。

一部改正〔平成27年条例79号〕

- 3 第1項第1号の規定は、広告制限区域等が定められた際テレホンクラブ等営業を営む者以外の者が現に表示している広告物については、当該広告制限区域等が定められた日から1月を経過する日までの間は、適用しない。
- 4 テレホンクラブ等営業を営む者以外の者は、テレホンクラブ等営業又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所について広告又は宣伝をするときは、公安委員会規則で定めるところにより、青少年が当該テレホンクラブ等営業を利用してはならない旨及び利用カードを購入してはならない旨を明らかにしなければならない。

追加〔平成14年条例27号〕、一部改正〔平成27年条例79号〕

(青少年に対する勧誘等の禁止)

第7条 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ等営業を利用するよう、勧誘し、唆し、又は指図してはならない。

一部改正〔平成14年条例27号〕

(違反者に対する指示)

第8条 公安委員会は、自動販売機により利用カードを販売する者が、この条例の規定に違反したときは、当該違反行為をした者に対し、青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成14年条例27号〕

(現場における警察職員の措置)

第9条 警察職員は、第6条第1項又は第4項の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該違反行為をしている者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

一部改正〔平成14年条例27号〕

(違反広告物の除却等の命令)

第10条 公安委員会は、第6条第1項又は第4項の規定に違反した者に対し、広告物の除却その他必要な措置を命ずることができる。

一部改正〔平成14年条例27号〕

(報告等及び立入り)

第11条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、自動販売機により利用カードを販売する者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、自動販売機の設置場所に立ち入ることができる。

3 警察職員は、前項の規定に基づく立入りをするとき、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定に基づく立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成14年条例27号〕

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

一部改正〔平成14年条例27号・27年79号〕

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条、第4条又は第7条の規定に違反した者

(2) 第9条の規定に基づく警察職員の命令又は第10条の規定に基づく公安委員会の命令に従わなかった者

一部改正〔平成14年条例27号〕

第14条 第5条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

追加〔平成14年条例27号〕

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 11 条第 1 項の規定に基づく報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同条第 2 項の規定に基づく立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一部改正〔平成 14 年条例 27 号〕

(両罰規定)

第 16 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 13 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

一部改正〔平成 14 年条例 27 号・27 年 79 号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

(既存のテレホンクラブ等営業に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、第 3 条第 1 項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「テレホンクラブ等営業を開始しようとする日の 10 日前」とあるのは「平成 9 年 1 月 20 日」と、同項第 4 号中「開始しようとする」とあるのは「開始した」とする。

3 前項の規定により第 3 条第 1 項の規定による届出をした者の当該届出に係るテレホンクラブ等営業については、平成 10 年 12 月 31 日までの間は、第 4 条第 1 項の規定は、適用しない。

(既存の自動販売機による利用カードの販売等に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードの販売を行っている者は、第 7 条第 1 項に規定する自動販売機により利用カードの販売しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始しようとする日の 10 日前」とあるのは「平成 9 年 1 月 20 日」と、同項第 4 号中「開始しようとする」とあるのは「開始した」とする。

5 前項の規定により第 7 条第 1 項の規定による届出をした者の当該届出に係る自動販売機への利用カードの収納については、平成 9 年 3 月 31 日までの間は、第 6 条の規定は、適用しない。

(既存の広告物に関する経過措置)

6 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業に係る広告物については、平成 9 年 3 月 31 日までの間は、第 8 条第 1 項の規定は、適用しない。

附 則(平成 10 年 12 月 24 日条例第 57 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中高知県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例第 6 条第 1 号の改正規定(「同法第 18 条に規定するダンス教授所等に係る」を「同項第 8 号の」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 10 月 14 日条例第 44 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 11 年 10 月規則第 118 号で、同 11 年 11 月 1 日から施行)

附 則(平成 14 年 3 月 29 日条例第 27 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(広告及び宣伝の規制に関する経過措置)

2 この条例の施行の際テレホンクラブ等営業を営む者以外の者が現に表示しているこの条例による改正後の第 6 条第 1 項第 1 号に規定する広告物については、この条例の施行の日から 1 月を経過するまでの間は、同条第 4 項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日条例第 79 号)

この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。